

東京外国語大学端艇部支援基金取扱要項

〔 令和6年2月21日 〕
規 則 第13号

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人東京外国語大学基金規程第8条第2項の規定に基づき、東京外国語大学端艇部支援基金(以下「基金」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この基金は、東京外国語大学(以下「本学」という。)の端艇部の活動等を支援することを目的とする。

(事業)

第3条 基金は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 埼玉県戸田市戸田公園内の艇庫及び合宿棟の建替え、増改築または大規模修繕
- (2) その他東京外語艇友会との協議により必要と認めた事業への支援

(運営)

第4条 基金の運営については、東京外語艇友会からの要望等を勘案し、基金委員会が審議の上、決定するものとする。

(事業の継続)

第5条 事業の継続については、各事業年度の収支の状況、事業の達成状況及び今後の計画等を踏まえて、基金委員会で審議の上、決定するものとする。

(雑則)

第6条 その他本基金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。